

# 電波利用料制度見直しのための論点検討 (主なもの)

# 1 電波利用料制度の見直しの背景と視点

## 背景

### 1 電波利用形態の変化と多様化

- ・ 電波利用者間の負担の公平性の確保
- ・ 小電力無線システムの位置付け

### 2 電波の逼迫状況の深刻化

- ・ 電波配分の最適化への取組強化（電波再配分、市場原理の活用）
- ・ 電波有効利用技術開発の推進

### 3 電波ビジネスの発展

- ・ 電波の経済的価値に対する認識の高まり（欧米における経済価値の徴収）
- ・ 電波行政費用における電波利用者の負担のあり方

## 視点

- 電波行政費用の電波利用者による負担のあり方
- 電波有効利用のインセンティブ

## 2 電波利用料徴収の目的

### 目的 1

電波行政費用の電波利用者による負担  
＜受益者である電波利用者の負担：手数料＞

電波行政費用の財源確保

### 大目標

ワイヤレス産業の振興を始め電波利用社会の一層の発展

モデル1

### 目的 2

電波有効利用インセンティブ  
＜電波の経済的価値の徴収：使用料＞

電波配分の最適化

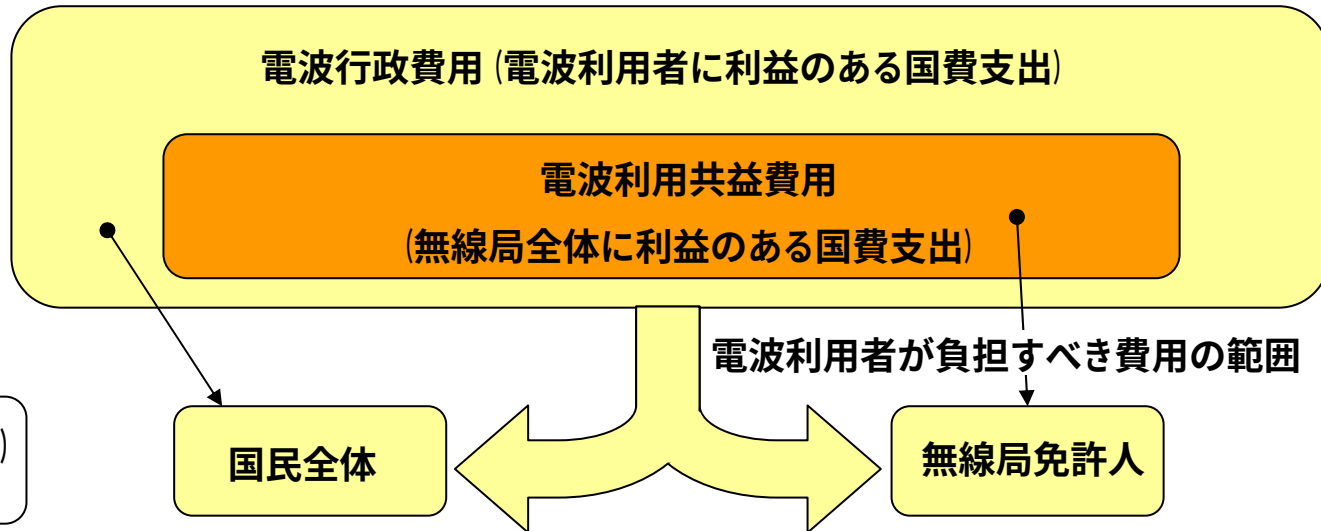
モデル2

対極的な2のモデルの範囲内で、今後、最もふさわしい  
電波利用料制度のあり方を検討

### 3 モデル1の論点（概要）

#### 論点1

電波利用共益費用に限定するのか、R & D等に広げるのか



導入時（平成5年）  
の整理

10年間

現在（平成15年）

#### 2つの論点

- ① 電波利用共益費用に限定するのか、R&D等に広げるのか
- ② 電波利用者が負担すべき行政費用をどのように電波利用者間で配分するのか

## 論点2

電波利用者が負担すべき行政費用をどのように電波利用者間で配分するのか。

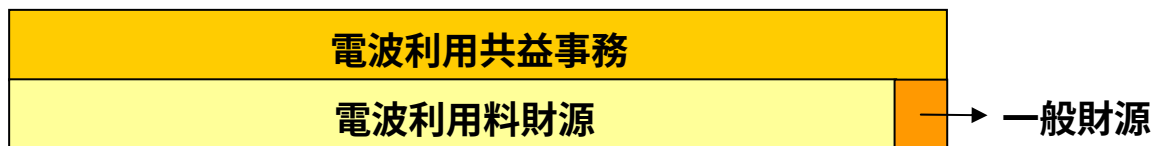
### ①免許不要局の扱い

電波利用料導入時(平成5年)では、電波監視等の電波利用共益事務で保護すべき無線システムは、専ら免許局であると整理

➡ 免許不要局の電波利用料負担を免除

### ②国等の扱い

無線局全体に利益がある電波行政経費でも一般財源(税)で負担している部分があることから、国等が負担する場合の電波利用料額(現行の算定方法では約12億円程度)と相殺できると整理(国庫循環)



➡ 国が開設する無線局や地方公共団体が消防用に開設する無線局等は電波利用料の免除等の特例措置

### ③電波の量的要素の扱い

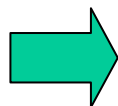
現行では、電波監視等による各免許人の受益の程度は原則、等しいとして算定

➡ 電波の量的要素は勘案されていない 4

## 3-2 モデル2の論点（概要）

### 論点1

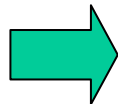
電波利用社会の一層の発展という大目標と、電波需要に対して有効な影響等を及ぼす必要性の双方の要請を踏まえた適切な料金水準の設定



徴収総額の考え方

### 論点2

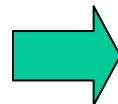
電波有効利用インセンティブが働きにくい無線システムの扱い  
＜船舶局や航空機局などの義務設置無線局など＞



負担の公平性の観点から整理

### 論点3

国民共有の資源である電波資源ができるだけ多くの国民や多くの無線システムで利用できるよう  
勘案する要否



公共性のある無線システムの扱い等

## 4 電波利用料のあり方に関するモデル

### モデル1 手数料 [共益費用]

《我が国の現状》

#### 1 目的

電波利用共益費用の負担

#### 2 負担方法等

- ① 基本的な考え方
  - ・ 共益費用総額を各免許人の受益又は原因の程度を勘案して配分。現行では、電波監視等による各免許人の受益の程度は原則、等しいとして算定
- ② 検討課題
  - ・ 電波の量(帯域幅や使用地域)の勘案の適否
  - ・ 小電力無線システム等の負担の適否

#### 3 使途

- 現行では、専ら無線局免許人全体の共益事務に限定
- 小電力無線システムのための使用や電波有効利用技術に係る R & D 等への拡大の適否が検討課題

### モデル2 使用料 [公物占用料等]

《欧米の現状》

#### 1 目的

電波有効利用インセンティブ

#### 2 負担方法等

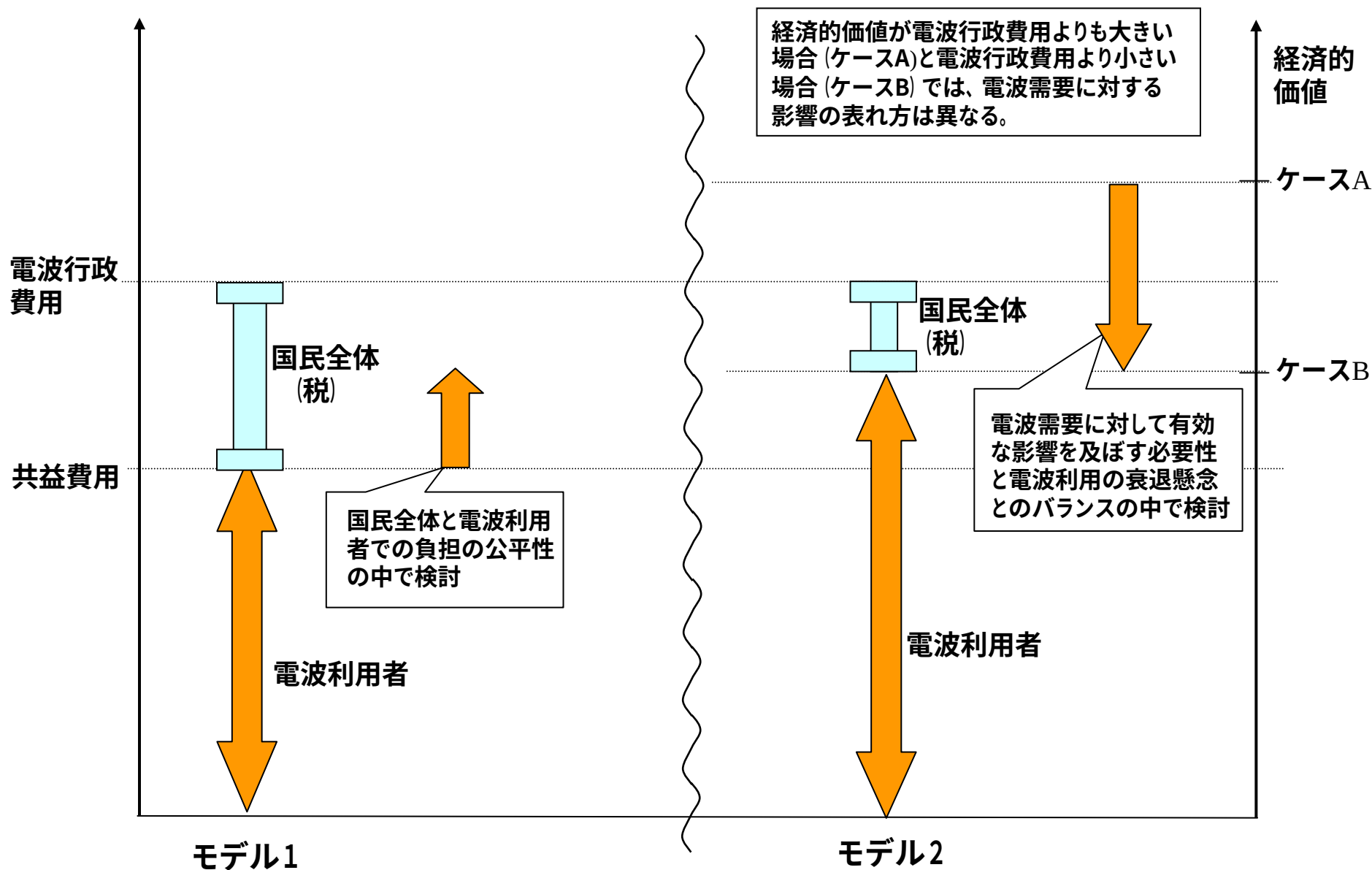
- ① 基本的な考え方
  - ・ 市場メカニズムに基づく価格を勘案
  - ・ 電波の量や需要が主たる勘案要素
- ② 検討課題
  - ・ 負担増による電波利用の衰退懸念
  - ・ インセンティブが働かない無線システム等の扱い

#### 3 使途

- 電波資源の拡大のための R & D 等電波利用社会に寄与する行政費用の範囲内で検討

# 徴収総額の考え方

(参考)





## 5 電波利用料徴収の範囲①

### 1. 国等の特例措置の扱い

国等に電波利用料の特例措置が設けられている理由

- ① 電波利用料を徴収しても、国庫の中での循環であること
- ② 消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性

電波利用料徴収の検討

受益者に対する費用負担を強調

➡ 国庫の中での資金循環であることから、徴収の実益に乏しいこと

有効利用インセンティブを強調

➡ 予算査定等を通じて有効利用へのインセンティブに寄与

#### <課題>

電波利用料の用途を電波利用共益事務以外に拡大すると、国庫循環の要素は小さくなることへの配慮が必要

#### <課題>

- 1 徴収額の一定割合を電波利用の高度化等に係る国等の施策への還元の適否
- 2 電波再配分に係る給付金支給の対象とすることの適否

### 2. 免許不要局の扱い

#### 免許不要局から電波利用料を徴収していない理由

- ① 電波利用共益事務は、専ら免許局が電波を安心して利用できる環境を整備するための事務と観念されていること
- ② 行政上の徴収費用及び徴収に係る免許不要局の負担

#### 電波利用料徴収の検討

#### 受益者に対する費用負担を強調

##### ① 免許不要局の利益は反射的

※ 今後の免許不要局（小電力無線システム）の位置付けと関連

- ##### ② 行政上の徴収費用の問題 等から、徴収の実益に乏しい

#### 有効利用インセンティブを強調

インセンティブが機能することから、  
徴収は有効

#### <課題>

- 1 免許人との負担の公平性の確保
- 2 電気通信事業における公正競争の確保

#### <課題>

- 1 免許不要局からの電波利用料の徴収方法
- 2 今後発展が期待される小電力無線システムの発展の  
阻害とならないように配慮が必要との指摘あり  
(例：揺籃期は非徴収とするなど)

## 6 料額算定の勘案要素の考え方

|                                                    | モデル1<br>(公平性の確保)                                                        | モデル2<br>(有効利用のインセンティブ)          |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| <b>電波の量</b><br>[ ①帯域幅<br>②エリアの広さ ]                 | <b>電波監視等の受益の程度は、</b><br>①すべての無線局で等しいか、<br>②電波の量に依存するか、<br><b>が検討課題</b>  | <div>勘案する</div>                 |
| <b>電波需要の程度</b><br>[ ①帯域特性 (混雑の程度)<br>②地域 (混雑の程度) ] | <b>勘案の必要性なし</b>                                                         | <div>勘案する</div> <div>市場原理</div> |
| <b>用途</b><br>[ ①公益性<br>②拘束性 (国際約束等による利用条件の制約等) ]   | <b>勘案の要否が検討課題</b><br><br>※少なくともこれまでの議論では、電波の量を勘案する場合には、用途の勘案が必要との意見が多い。 | <b>市場原理が働かない分野への配慮の要否が検討課題</b>  |

## 7 電波の量的要素の勘案の適否

### 1 帯域幅の勘案の適否

#### (1) 帯域幅の考え方

同じ帯域を、同じ目的、同じエリアで使用するものと仮定

50MHz

100MHz

100MHz

1人で専用

1人で専用

n人で共用

料額

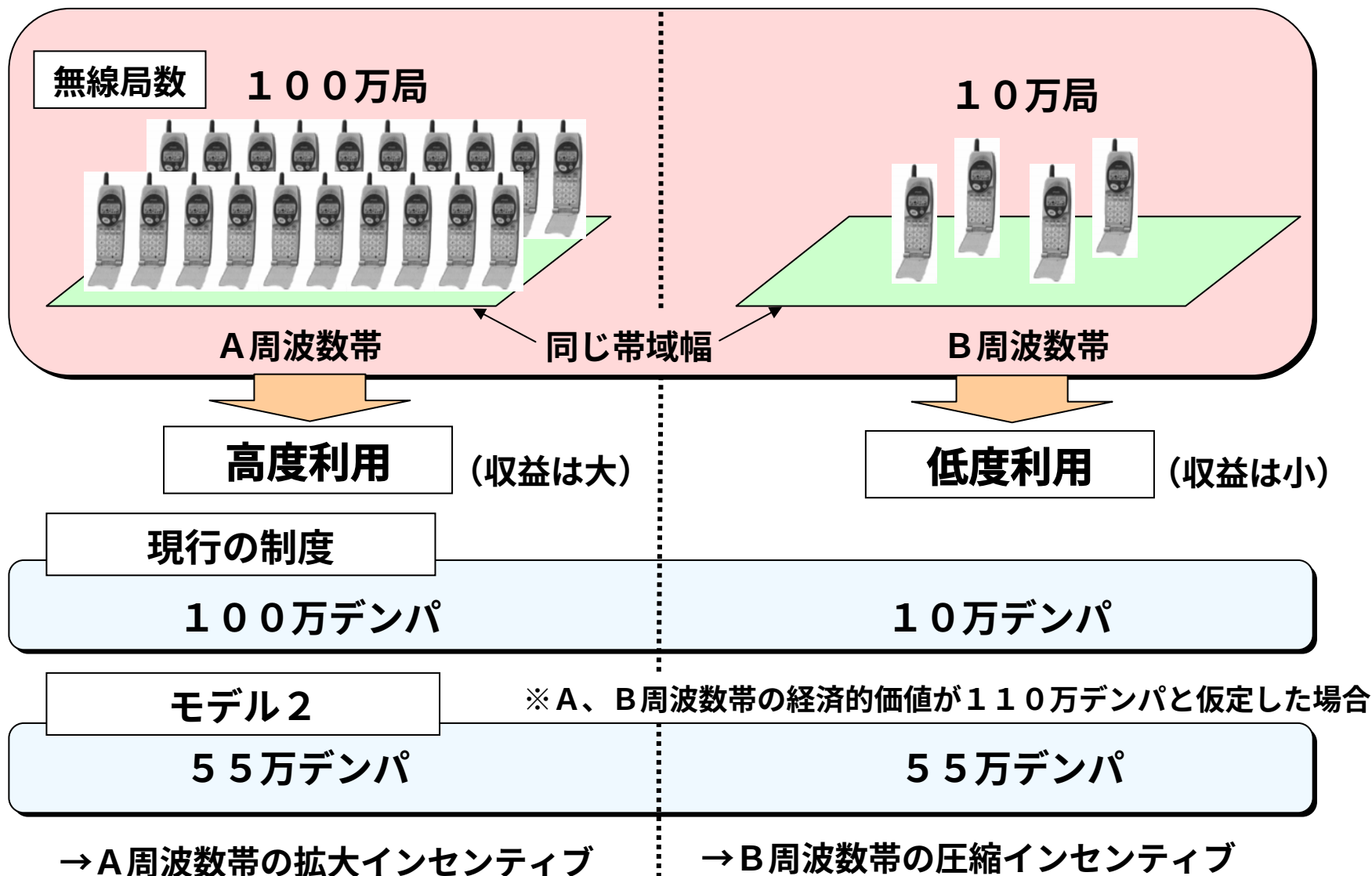
50 デンバ°

100 デンバ°

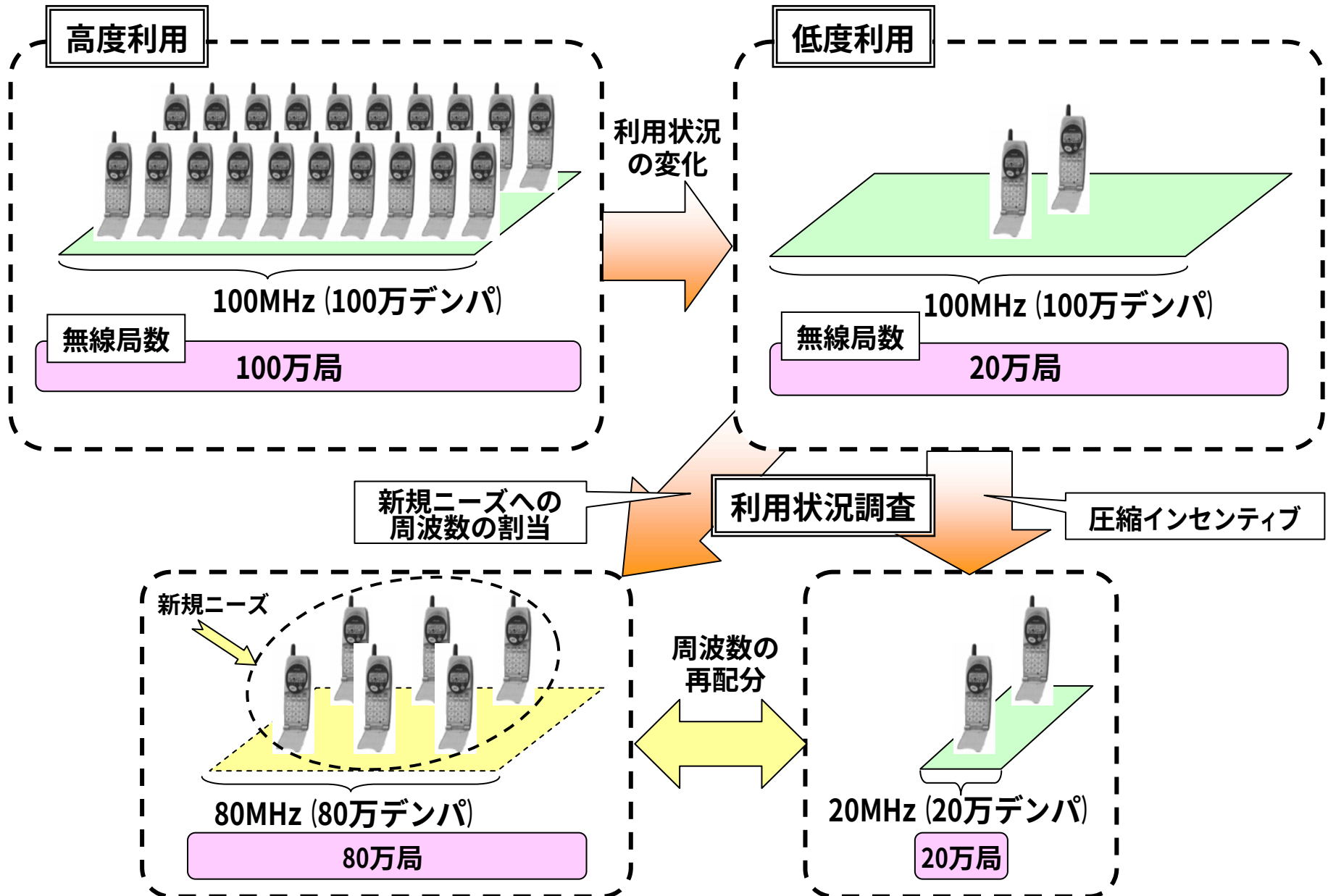
100/n デンバ°

## (2) 専用型の場合

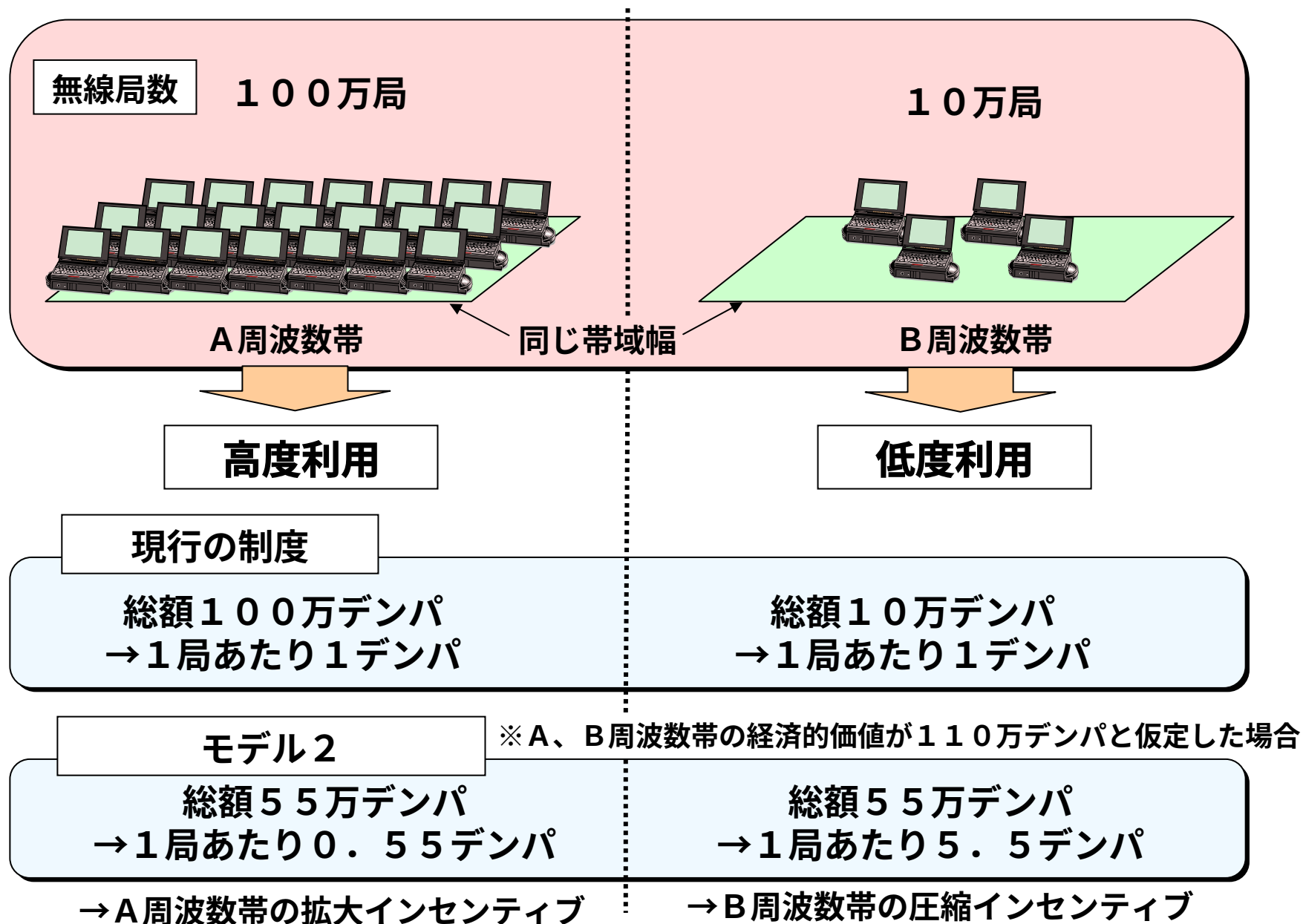
現行制度では、結果として収益力に応じた課金体系  
となっていることについて、適切な評価が必要



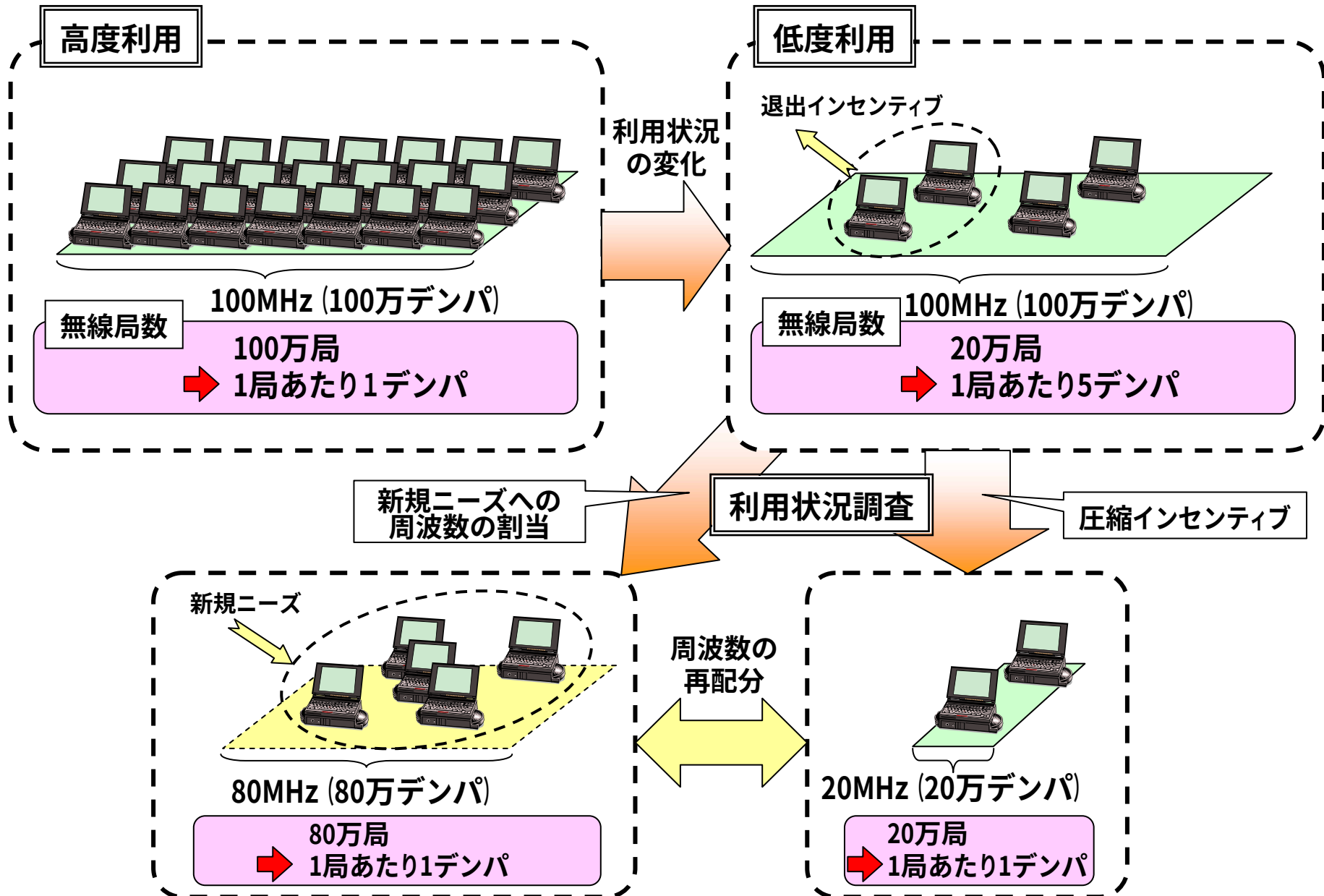
### (3) 長期モデル (専用型)



#### (4) 共用型の場合



## (5) 長期モデル (共用型)





## 2 エリアの勘案の適否

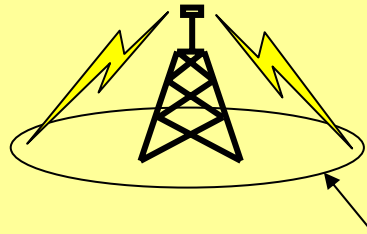
### (1) エリアの考え方

同じ帯域を、同じ帯域幅、同じ目的で使用するものと仮定

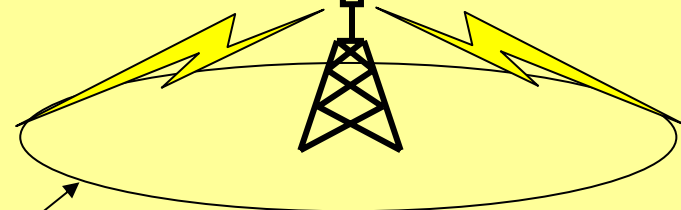
#### ① 地理的広さ (空中線電力等)

⇒ 料額は電波の届くエリアの広さに比例

エリア小 (空中線電力小)



エリア大 (空中線電力大)

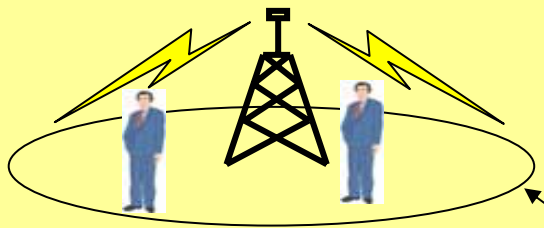


電波の届く範囲

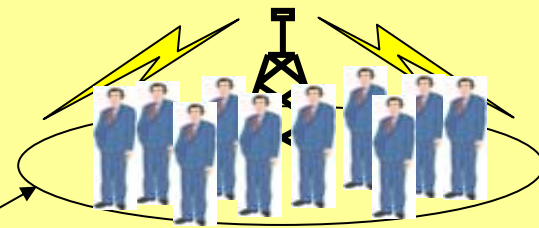
#### ② 人口

⇒ 料額は電波の届くエリア内の利用者数に比例

利用者数が少ない



利用者数が多い



同じエリア

※ イギリスの場合、移動通信では料額は地理的広さを勘案  
放送では料額は人口 (10万人単位) を勘案

## 8 地域、帯域の勘案の適否

### 地域、帯域の考え方

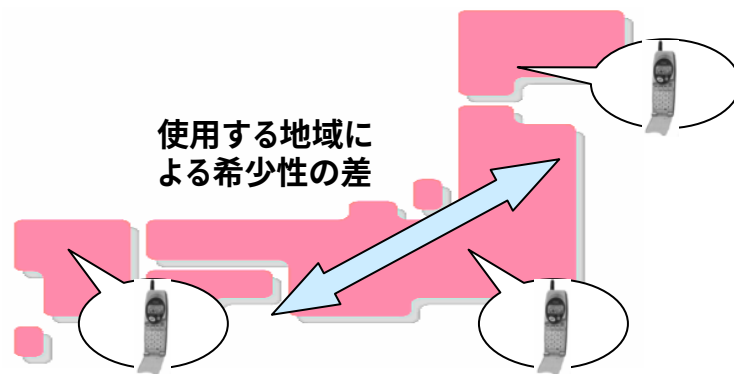
電波需要が多い地域（都市等）、帯域において、需要と供給の関係に基づき価格形成が期待。  
市場原理の活用にあたっては、電波需要の程度の勘案が必要。  
ただし、実際には市場が存在しないため、政府が価格を決定。

#### ① 地域（都市、地方）

⇒ 都市と地方では帯域の希少性が異なる

※イギリスの場合、地理的混雑の度合いに応じて3つの地域に分類。

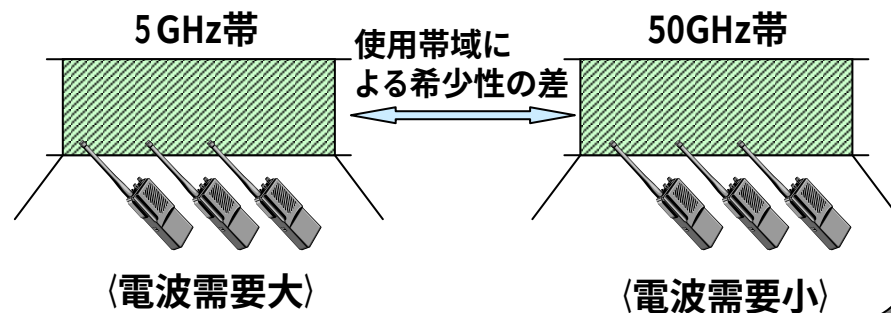
⇒ 地域の料金の比率を4:2:1と設定（PBRの場合）。



#### ② 帯域（5GHz、50GHz）

⇒ 同じシステムでも使用する帯域によって希少性が異なる

※イギリスの場合、周波数帯の混雑の度合いを勘案。



## 9 無線システムの用途の勘案の適否

### 1. 経済的価値を反映した電波利用料額の算定

- ① 帯域幅、エリアの広さ等電波の量的要素
- ② 帯域、地域における電波の需要の程度

#### 課題①

無線システムによっては、経済的価値を徴収したとしても電波の有効利用を図ることが困難。

#### 勘案要素①：無線システムの用途

船舶局等のように国際約束等により使用する周波数が定められているもの等について配慮が必要。

#### 課題②

国民共有の資源である電波資源ができるだけ多くの国民や多くの無線システムで利用できるよう勘案することの要否について検討が必要。

#### 勘案要素②：公共性の高さ等

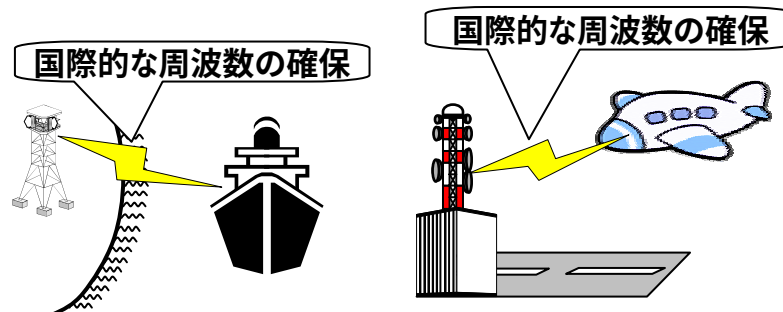
防災無線のように公共性が高く、その利益が広く国民一般に及ぶものや、簡易無線局等のように負担能力の低い個人の利用を前提とするものなどに対して配慮することの要否。

## 勘案要素①

### 有効利用インセンティブの働きにくい無線システムの扱い

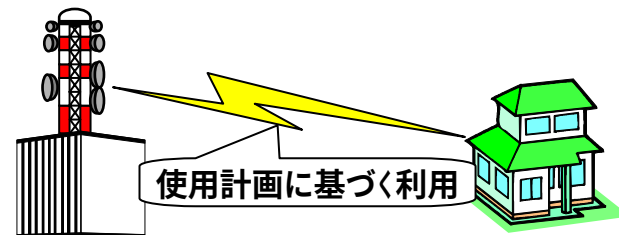
#### ① 国際約束上の制約

⇒ 世界規模で安全を確保するため、無線システムとして使用する周波数帯が特定されているもの等（船舶局、航空局等）



#### ② 電波法上の制約

⇒ 放送普及基本計画等の行政計画を達成するため、使用計画等において使用する周波数帯が特定されている無線システム（放送）



#### 〈対応策〉

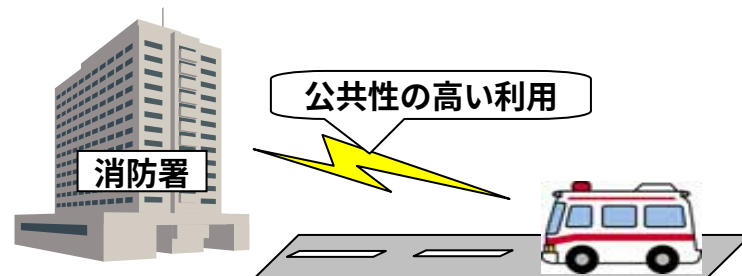
当該無線システムが使用している周波数帯の近辺の無線システム等との負担の公平性の確保の観点から、料額を決定することによる解決などが考えられる。

## 勘案要素②

電波資源ができるだけ多くの国民や多くのシステムで利用が可能となる勘案の要否

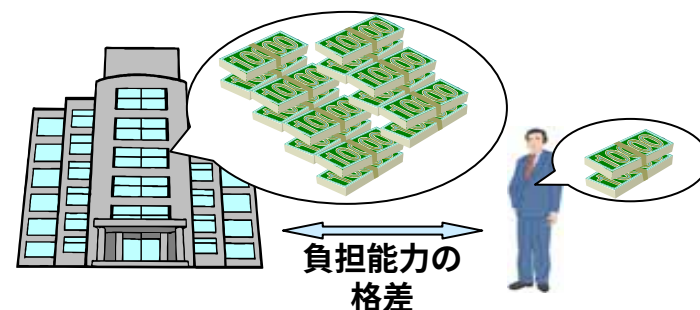
### ① 公共性の高さの勘案の要否

⇒ 公共性の高い無線システム（防災無線等）が利用されることにより、幅広く国民に利益が及ぶことに着目



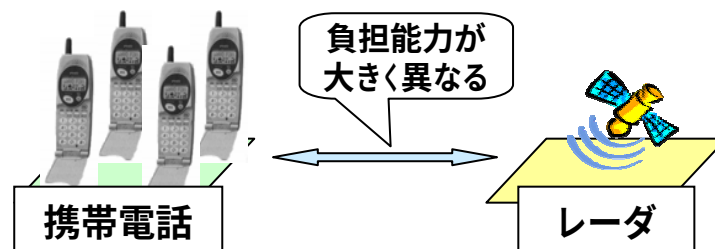
### ② 負担能力の勘案の要否

⇒ 電気通信事業者等と比べて負担能力の低い個人等の利用機会が多い無線システム（簡易無線局等）が利用されることにより、国民に幅広い電波利用の機会を提供することに着目



### ③ 技術的特性の勘案の要否

⇒ 他に比べて広い帯域幅の使用が不可欠な無線システム（レーダ等）が利用されることにより、多様な無線システムの利用が可能になることに着目



電波利用料の使途は、以下の3つのパターンについて、今後、論点を整理し、検討を進めることが適当。

## 1. 電波利用共益事務

現行の電波利用料制度の考え方。電波監視など無線局に共通して利益となる電波行政費用について電波利用者が全体で負担するもの

使途は、現在の無線局免許人全体に利益がある事務に限定

課題：厳しい財政事情の中で、電波有効利用に向けた総務省の取組み強化

## 2. 電波の有効利用に係る技術開発等

1に加え、未利用周波数の開拓や電波の有効利用に係る技術開発の推進等が、電波利用社会の発展に積極的に貢献することを勘案。

課題：使途の拡大の範囲の明確化

## 3. 有線・無線に共通の基盤整備の技術開発等

2.に加え、ユビキタス社会においては、有線・無線が一体化することから、有線・無線に共通する基盤整備のための技術開発等が、電波利用社会の発展に資することを勘案

課題：有線通信の利用者との負担の公平性の確保